

**鳥取県告示第747号**

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第5条第1項の規定に基づき、農業振興地域整備基本方針を変更したので、同条第3項において準用する同法第4条第7項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年12月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部経営支援課及び各総合事務所農林局に備え置いて縦覧に供する。）